

○ひとり親家庭等の医療費支給制度について○

母子家庭・父子家庭などのみなさんが医療にかかった場合に、支払った医療費の一部を助成します。助成をうけるためには、あらかじめ市役所に受給者証の交付申請をしてください。

◎対象となる方

母子家庭・父子家庭・父又は母が障がい者である家庭・養育者(親がいないために親に代わってその子どもを育てている)家庭の、

18歳年度末まで(一定の障がいがある場合は20歳未満)の児童と、その家庭の母・父・養育者です。

ただし、所得制限があります(所得超過となった場合、資格が無くなることもあります)。

◎助成対象

各種健康保険の適用を受けた治療費(保険診療の一部負担額)が対象となります。保険適用外の費用(差額ベッド料、薬の容器代、保険外併用療養費等)は、対象になりません。

なお、健保組合等から高額療養費や付加給付金が出る場合は、その分を除いて助成します。

※交通事故など第三者行為による医療費については、第三者へ請求してください。

◎病院等にかかるには？

持参するもの……

- ・健康保険証
- ・受給者証
- ・ひとり親家庭等医療費支給申請書(医師の証明を受ける場合)

病院等で治療費をいったん支払い、その後、ひとり親家庭等医療費支給申請書により子育て支援課へ申請してください。

支給申請書には、(上半分の欄に)必要事項を記入の上、(下半分の欄に)医師等から一ヶ月の金額・保険点数について証明を受けるか、証明の代わりに保険点数のわかる領収書を提出するか、どちらかで申請をお願いします。

なお、医療機関等によっては証明手数料がかかる場合もありますのでご注意ください(証明手数料は助成の対象外です)。

☆次の場合には、必ず手続きをお願いします！(受給者証をご持参ください。)

- ・母子家庭・父子家庭等でなくなったとき
- ・同居者が変わったとき(住民票が別の場合も含む)
- ・生活保護を受けるようになったとき
- ・住所、所得、又は金融機関の変更があったとき
- ・加入している健康保険の種類が変更になったとき

※ 必ずお読みください ※

①支給申請書は、一ヶ月ごとに、病院等別に作成してください。提出は、診療月の翌月以降にお願いします。なお、同じ月に通院と入院の両方があるときは、支給申請書は別々にしてください。

原則20日締めの翌月末支払い(休日の場合はその前日に支払い)となります。

②証明の代わりにレシートを使う場合は、金額だけでは証明の代わりにできませんので、**必ず受診者名・保険点数を記入**してもらってください。

③医療費が高額の場合、健保組合等から高額療養費や付加給付金が支給される場合があります。医療費が高額なときは、ひとり親医療費の申請の前に、健保組合等の手続きを確認してください。

健保組合等から支給される場合は、健保組合等からの決定があつてから、ひとり親医療費の申請をしてください。その際は、決定通知書の写しも提出してください。

◎助成金の支払いについて

支給申請書を受付後、審査・計算の上、おおむね申請の翌月(医療機関等にかかった月の翌々月)に、口座振込します。原則、20日締めの翌月末支払い(休日の場合はその前日に支払い)となります。(ただし、審査・計算において確認等が必要な場合は、通常よりも時間がかかることがあります。)

なお、定額の**自己負担制度**がありますので、その分を差し引いたものが実際の支給額となります(市民税非課税者は定額負担は免除)。

※年度切り替えは6月になります

例:平成24年中の所得が課税の場合

平成25年6月～平成26年5月までの診療が自己負担金有りになります。

- ・通院 月額 1,000 円
- ・入院 日額 1,200 円
- ・薬剤 自己負担なし

受給者証の交付申請から実際に受給者証が交付されるまで、時間がかかりますが、審査で問題がなければ申請日から該当になります。

そのため、申請日以降の診療については、受給者証が交付されしだい医療費の支給申請ができますので、その間の病院等の領収書等は保管するようにしてください。

【問い合わせ先】 八潮市役所 子育て支援課 児童給付係

Tel048-996-2111(内)209